

手話言語法ニュース

2018年7月30日 No.54

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

各地で広がる手話言語条例学習会

愛媛県

7月1日、愛媛県四国中央市の川之江文化センターで「四国ろう者の集い～四国は一つ～」が開催されました。

集いにおいて設けられた4つの分科会の内、連盟理事の石橋が第一分科会の講師として、「手話言語の時代で」のテーマで講演しました。

この集いは、連盟の運動方針の実現を図るために四国ブロックで効果的な研修討論と学習を行い、全国的な運動につなげ、その発展に役立てるとともに幹部の育成を目的としています。

第一分科会の参加者から終了後に、「手話言語条例がなぜ必要なのかが分かった。」「条例を制定したことによって私たちがろう者の生活がどのように変わるのかが分かった」「知っているようで知らないことが多数あり、とてもためになった」との声がありました。



連盟理事 石橋



会場の様子



山口県

7月8日、山口県山口市の山口県聴覚障害者情報センター研修室で「山口県手話通訳者連絡会・山口県手話通訳士協会合同研修会」が開催され、山口県登録手話通訳者連絡会、山口県手話通訳士協会会員、山口県ろうあ連盟会員を対象に58人の参加がありました。

研修会では、連盟事務局長の久松が講師として「全国に広がる手話言語条例～手話言語の時代へ～」をテーマに、山口県手話言語条例制定に向けて、なぜ手話言語条例が必要なのか、手話言語条例と、情報コミュニケーション条例の違いについてなどを説明しました。

研修会終了後、参加者からは「今後県や市、特に教育委員会と交渉するときの参考になった」「手話言語法、情報・コミュニケーション法の違いが理解

できました。山口県の条例制定に向けて、私たちが力を合わせて行く必要があると感じました。」などの声がありました。



連盟事務局長 久松



会場の様子

団体ヒアリングに出席

6月21日衆議院第二議員会館で、「立憲民主党情報コミュニケーション法案、手話言語法案検討WT」が開催され、ろう教育を考える全国協議会、明晴学園、連盟の代表者が出席しました。連盟からは副理事長の長谷川、事務局長の久松、理事の倉野が出席し、「手話言語法」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法」の主旨からそれぞれの早期制定の必要性等について意見を述べました。



左から福山哲郎参議院議員、川田龍平参議院議員、初鹿明博衆議院議員、連盟副理事長の長谷川



ヒアリングの様子

地域が変わった! NO. 2 ～条例制定後の今～

今月は、大阪聴力障害者協会より大阪府の施策や課題などを紹介します。

～大阪府のその後～

公益社団法人 大阪聴力障害者協会

[手話言語条例制定による施策内容]

2017年3月29日に施行された大阪府手話言語条例に基づき、府は2017年度、新たに社会人向け手話講座事業を大阪聴力障害者協会（以下、大聴協）に委託した。

事業予算が約106万円（2018年度も同額）。また、府と大聴協の間で事業連携協定を結び、大聴協が日本財団に助成金申請を行い主催する形で、乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」をスタートさせた。2017年度申請額1,172万円、2018年度申請額1,679万円。

他、2018年度より新生児聴覚検査相談支援ネットワーク事業として、委託金150万円で毎週金曜日に「こめっこ」活動を実施している。

[概要]

① 社会人向け手話講座事業

主に聴覚支援学校の教師を対象に、学校内にろう講師を派遣。2017年度は府内4校で計58講座、のべ723名の教職員が受講。

他にユニバーサルスタジオジャパンへ2回（受講22名）、大阪銀行協会に1回（受講20名）講師を派遣した。いずれもこれまで派遣依頼のなかった企業体。

企業に対しては、挨拶や窓口対応で使える簡単な手話を教えるとともに、聴覚障害者への理解を深めることが目的だが、回数が少ないのでお試し程度となっている。

今後は難聴学級・通級指導教室のある学校などへ対象を広げていく予定。

課題として、学校や企業ごとに求める学習レベルが異なり、実施時期も固定されておらず使用テキストもばらばらなので、指導カリキュラムの整備と講師の確保がある。

② 乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」

毎月2回、第1・第3土曜日に実施。2017年度は6月～3月まで全18回実施。

対象は就学前の聴覚障害を持つ乳幼児（0～6歳）とその保護者。2017年度実績は子どもの参加のべ524名（平均29名）、保護者の参加のべ346名（平均19名）。

実施にあたっては担当職員3名（ろう2名、聞こえる人1名）が大阪府手話言語条例評価部会長の河崎佳子スーパーバイザーと内容を協議、当日はボランティアスタッフ（主に教育関係のろう大学生）、大聴協役員（ろう教育部等）たちの協力を得て設営等をする。

基本の流れは最初に名前よび（自己紹介）、ろう職員による絵本の読み聞かせのあと、年代ごとに2グループに分け、0～2歳児は保護者も交えて手遊びや簡単な手話学習、3歳児以上は子どもと保護者を分け、子どもがスタッフと遊んでいる間に保護者同士でディスカッションをする。両グループとも、スーパーバイザーとサブアドバイザー（臨床心理士）が適宜入って助言やカウンセリングを行う。手話のできない保護者への情報保障は府登録通訳者を派遣することで対応。

保護者からの要望により、日常生活でよく使う手話を学習する時間「手話ろうタイム10!」を組み入れた。10分間、幼児と簡単な会話ができる手話（おいしい、トイレ、など）を学習。

不定期で、ろうスタッフや外部講師のミニ講演を実施。保護者に、耳の聞こえない大人の生い立ちやろう教育の専門家の講義を聞いてもらうことで、聴覚障害児を育てることに対する不安を払拭するよう努めた。

府内に以前からある発達障害児施設などへの出張も実施した。ろう学校も含めた関係機関でネットワーク会議を持ち、2017年度は3回開催。

日本財団からの助成金使途は主に人件費、会場費、ボランティアスタッフやミニ講演講師の交通費や報酬、機材などの設備投資。

③ 新生児聴覚検査相談支援ネットワーク事業

2018年度からの事業。新生児スクリーニング検査で（耳が）聞こえないと分かった乳児とその保護者に対し、関係機関が河崎氏へ情報を集約、手話言語への理解を深めた上でこめっこ参加へ誘う流れ。府の委託金はこの事業に関わる各機関に配分される。大聴協受託の150万円はその一部。

大聴協は毎週金曜日に「ベビーこめっこ」として0～2歳児の保護者を対象に初歩的な手話教室、カウンセリングを実施。平日昼間のためボランティアスタッフはおらず、職員とスーパーバイザー・サブアドバイザーで実施。

[条例制定後の変化と課題]

○府がホームページで行った府民アンケート（回答者1,000名で終了）では「手話が言語であると知っている」と回答した者が条例制定前で約4割だったのが、制定後に約6割へ向上した。

○こめっこの事業内容は専門資格を持つ担当職員（元ろう学校教師や教員免許所持者）とスーパーバイザー、サブアドバイザーらろう教育の専門家を中心に進めているため、他の当会役員や職員から見て内容・全貌がつかみにくい。また、土曜日開催のこめっこは日本財団助成により運営しているが、府からの委託金はゼロ。助成が切れた後に備えて、2020年度の意味疎通支援センター（仮）移転後の事業化や資金確保が課題。

○関係機関ネットワーク会議にはろう学校や発達障害児施設も参加しており、現場の見学やこめっこ担当職員の派遣を要望されている。これまでほとんど関わりのなかった施設や機関同士でつながりができ、乳幼児期からの手話言語獲得に理解を示してもらっているのは大きな変化である。

○新生児聴覚検査相談支援ネットワーク事業は、新生児スクリーニング検査を受けた乳児の保護者が、医療行為主体ではなく手話言語も含めた幅広い知識と選択肢を示されるようになることを目指す。

「こめっこ」の様子

